

台風・地震・特別警報等に対する非常措置について

本校では、台風等に対し、以下の取り決めに従います。

京都市*に暴風警報が

*(テレビやラジオにおいては「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)

1 午前6時30分現在発令中の場合	自宅待機
2 午前8時までに解除になった場合	午前10時40分(第3限)から授業開始
3 午前10時までに解除になった場合	午後1時10分(第5限)から授業開始
4 午前10時現在発令中の場合	臨時休業(自宅学習)

以下の点に注意してください。

- (1)「大雨警報」「洪水警報」が発令中であっても、原則として平常授業を行います。
- (2)ラジオ・テレビ等の放送で、京都市教育委員会の指示があった場合は、それに従います。
- (3)「京都市」には発令されていなくても、居住する市町村に発令中の場合は、登校を控えてください。「出席停止」扱いとします。

本校では、気象等に関する特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)に対し、以下の取り決めに従います。

京都市*に特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)が発令された場合

*(テレビやラジオにおいては「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)

1 登校前に発令された場合

- (1)周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るために行動をとってください。

次の登校日を臨時休業とします。

※ 下校後、深夜0時までに発令された場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発令された場合は当日を臨時休業にします。
ただし、深夜0時までに「特別警報」が解除された場合は、午後1時10分(第5限)から授業を開始します。

※ 京都市には特別警報が発令されていなくても、居住する市町村に発令中の場合は、登校を控えてください。「出席停止」扱いとします。

- (2)被害状況や避難所の開設状況等により、授業等を再開することが困難な場合、授業等を実施しない旨をホームページにより連絡します。

2 在校中に発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、安全確認後、下校させますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

本校では、地震(地震における特別警報を含む)に対し、以下の取り決めに従います。

京都市で震度5弱以上(特別警報の場合は6弱以上)

の地震が発生した場合

1 登校前に発生した場合

- (1)次の登校日を臨時休業とします。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

※ また、京都市で震度5弱未満の場合でも、居住する市町村で震度5弱以上あり危険な場合には登校を控えてください。「出席停止」扱いとします。

- (2)臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、ホームページにより連絡します。

2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、安全確認後、下校させますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。